



2022 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 秋 田 銀 行
代表者名 取締役頭取 新 谷 明 弘
(コード番号 8343 東証プライム)
問合せ先 取締役常務執行役員経営企画部長
芦 田 晃 輔
(TEL. 018-863-1212)

「業績連動型株式報酬制度」の継続および信託金の追加拠出に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、当行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して導入している業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を継続し、本制度に対して金銭を追加拠出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当行の執行役員（取締役と併せて、以下、「取締役等」という。）も本制度の対象とするため、本制度に対する金銭の追加拠出には、本制度における執行役員に対する報酬分も含まれます。

記

1 本制度の概要

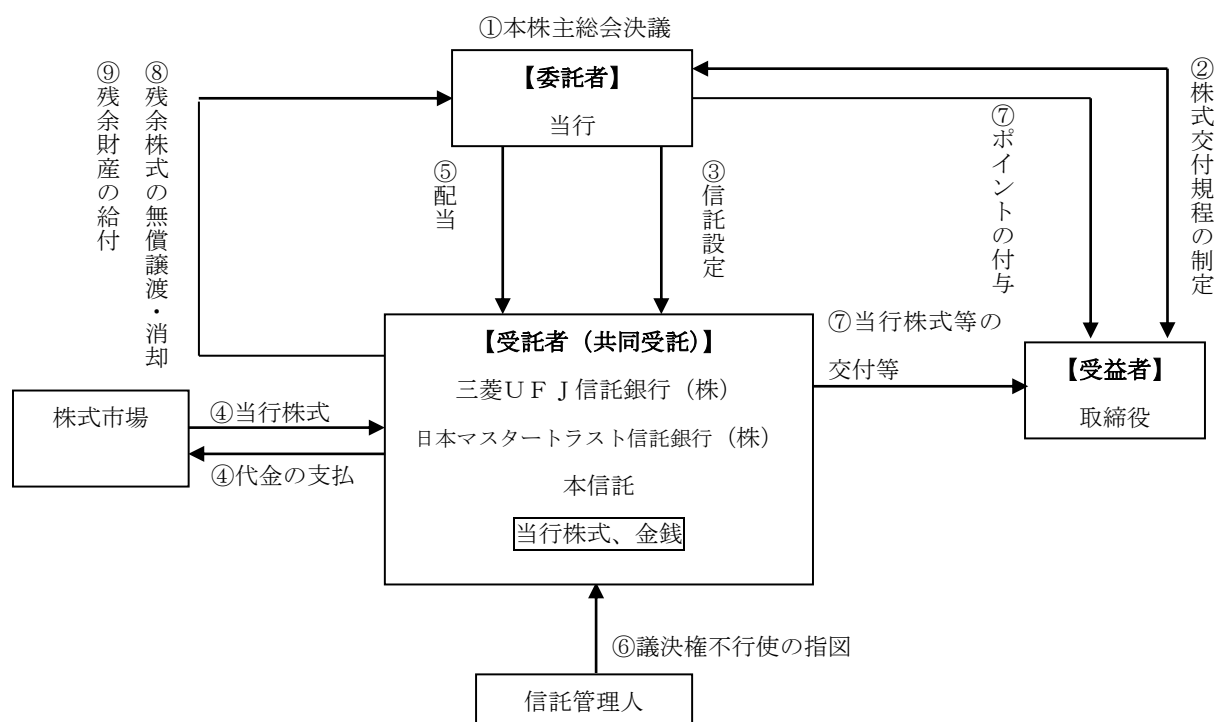
本制度は、当行の取締役等の中長期的な業績および企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として、取締役等の役位ならびに業績目標の達成度等に応じて当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭を交付ならびに給付するインセンティブプランであります。本制度について役員報酬BIP信託（以下、「本信託」という。）の信託期間の延長および対象者としての執行役員の追加以外は、2019 年度に設定した本制度の内容を維持します。

2 本制度の継続および信託金の追加拠出

- (1) 当行は、2022 年 8 月 31 日に信託期間が満了する本信託について、信託契約の変更を行うことにより、信託期間を 3 年延長いたします。また、本制度は 2019 年度に取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象として導入し、2021 年度に常務執行役員を対象者へ追加しておりましたが、2022 年度よりすべての執行役員を対象者に追加いたします。
- (2) 本制度の継続にともない、新たな対象期間中に交付することが見込まれる当行株式を取得するため、株式取得資金を追加拠出することといたします。
- (3) 信託契約の変更および追加拠出に伴う株式取得に関する内容は以下を予定しております。

信託契約日	2019年8月1日
信託変更契約日	2022年8月2日（予定）
信託の期間	2019年8月1日 ～ 2025年8月31日
株式取得の総額	98百万円（予定）
株式の取得時期	2022年8月5日 ～ 2022年8月31日（予定）
株式の取得方法	株式市場より取得

（ご参考 2019年度に設定した本制度の仕組み）



- ① 当行は、本株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ② 当行は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当行は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で当行の取締役に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする本信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当行株式を株式市場から取得します。（下記(4) b の信託期間の延長が行われた場合は、株式市場または当行（自己株式処分）より取得することを予定しています。）本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当行株式に対しても、他の当行株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当行株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位および業績目標の達成度等に応じて、毎年一定の時期に、取締役に一定のポイントが付与されます。また、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、本信託の設定後遅滞なく、本制度の導入にともない株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を放棄した取締役に対して、放棄した新株予約権の目的

となる株式数相当のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積ポイント（下記(5)に定める。以下、同じ。）に応じて当行株式等について交付等を行います。

- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、当行は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当行に帰属する予定です。

（注） 受益者要件を充足する取締役への当行株式等の交付等により信託内に当行株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当行は、本株主総会決議で承認を得た範囲内で、本信託に対し、当行株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

（以 上）